

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 四〇
- 生活保護法による指定介護機関の事業者の名称を変更した旨届出があった件 四〇
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 四一
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 四二
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 四二
- 保安林の指定施業要件を変更する件 四二

公 告

- 肥料の登録の有効期間を更新した件 四三
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 四三
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 四三
- 落札者を決定した件 四三

正 誤

- 令和七年二月四日付け定例第五百四十九号中 四四
- 令和七年三月十一日付け号外第八号中 四四
- 令和七年三月二十五日付け号外第十二号中 四四
- 令和七年三月二十五日付け号外第十三号中 四四
- 令和七年三月二十八日付け号外第十四号中 四四
- 令和七年三月三十一日付け号外第十九号中 四四

告 示

福島県告示第五百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。

令和七年九月五日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変 更 前	変 更 後		
星訪問看護ステーションたむら	田村市船引町船引字小沢川代八番地一	田村市船引町船引字南町通一一番地	公益財団法人星総合病院	郡山市向河原町一五九番一号
株式会社いーら	岩瀬郡鏡石町中央二一〇	岩瀬郡鏡石町中町四二六―二	株式会社いーらいふ	岩瀬郡鏡石町中町四二六―二

（社会福祉課）

福島県告示第五百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業者の名称を変更した旨届出があった。

令和七年九月五日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称		事業者の主たる事務所の所在地
		変 更 前	変 更 後	
渡辺薬局	南相馬市原町区旭町一丁目八三番地	シッパヘルスケアファーマシー東日本	シッパヘルスケアファーマシー株式会社	宮城県仙台市泉区泉中央一丁目七番地の一

アイン薬局会津中央店	会津若松市鶴賀町一―四	株式会社あさひ調剤	株式会社アイン中央	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五
アイン薬局湯川店	会津若松市湯川町一―五四	株式会社あさひ調剤	株式会社アイン中央	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五
アイン薬局鶴賀店	会津若松市一箕町大字鶴賀字堤二―七〇	株式会社あさひ調剤	株式会社アイン中央	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五
アイン薬局山鹿店	会津若松市山鹿町四―二〇	株式会社あさひ調剤	株式会社アイン中央	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五
アップル薬局	会津若松市徒之町四―一八	株式会社あさひ調剤	株式会社アイン中央	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五

(社会福祉課)

福島県告示第五百八十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年九月五日から令和八年一月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年九月五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
岩瀬書店富久山店 福島県郡山市富久山町八山田字大森新田三十六―一ほか
- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社岩瀬書店
代表取締役 若森 稔雄
(変更後) 株式会社岩瀬書店

代表取締役 関谷 洋平

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名(小売業を行う者の入店 二件、小売業を行う者の退店 一件、小売業を行う者の代表者の変更 二件)

- 三 届出年月日
令和七年八月十九日
- 四 届出をした者
株式会社岩瀬書店

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百八十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年九月五日から同年十月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年九月五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
F A t o w n 会津若松店 福島県会津若松市門田町大字黒岩大坪二十一番地ほか

- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百九十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。(第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年九月五日から同年十月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年九月五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
F A t o w n 会津若松店 福島県会津若松市門田町大字黒岩大坪二十一番地ほか

か

- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和七年九月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 保安林予定森林の所在場所

- 白河市関辺西方五九の四、五九の五、六一、六五、六六、六八、六九の一、六九の二、七四の二、七四の四、七五、七六、西ノ内一、五一の一、五一の二、五二、丸沢二九、三〇の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、白河市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 石川郡平田村大字西山字煙石二五六の一、二五六の二、二五六の四、二五六の五、二五六の七

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、平田村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び平田村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

公 告

公告第百六十六号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

令和七年九月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)		その他の 規格	氏名又 は名称	住 所	更新した 登録の有 効期限
			窒素 全量	りん 酸全 量				
863	家庭園 芸用複 合肥料	ペプチ オン	2.4	0.25	含有を許 される有 害成分の 最大量及 びその他 の制限事 項は、公 定規格の とおり。	クニミ ネ工業 株式会 社	東京都千 代田区岩 本町一丁 田10番5 号	令和10年 9月27日

公告第百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画地区計画（上保原正地内地区計画）の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和七年九月五日

福島県知事 内堀雅雄

（農業総合センター）

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
（都市計画課）

公告第百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画地区計画（諏訪前地区計画）の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和七年九月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
（都市計画課）

公告第169号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年9月5日

福島県知事 内堀雅雄

- 落札に係る物品等の名称及び数量
マシニングセンター 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日
令和7年7月16日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社伊藤商店機材部 福島県郡山市菜根五丁目21番13号
- 落札金額
48,620,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年6月3日

（入札用度課）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○令和七年二月四日付け定例第五百四十九号中

六〇	上	五	試験告知の日の属する年度	試験告知の属する年度
----	---	---	--------------	------------

○令和七年三月十一日付け号外第八号中

四	下	八	第92条の2第1項の表の備考1の2	第92条の2第1項の表の備考一の2
			第95条の6第1項の表の備考1のロ	第95条の6第1項の表の備考一のロ

○令和七年三月二十五日付け号外第十二号中

一四	下	後ろか ら四	企画調整部	企画調整総室
			主任ポイラー技士	主任ポイラー技師
一一	上	一三	ポイラー技士	ポイラー技師

○令和七年三月二十五日付け号外第十三号中

二	上	三	第七条第十二号(8)	第七条第十三号(8)
四	上	二	福島県若松乳児院	若松乳児院

○令和七年三月二十八日付け号外第十四号中

二	上	後ろか ら九	福島県福島空港事務所	福島県空港事務所
---	---	-----------	------------	----------

四 下 一九

施行する

適用する

○令和七年三月三十一日付け号外第十九号中

二	上	一六	人事交流等	人事交流
	下	二九	受けていた給料及び扶養手当の月額合計額	合計額
五	上	後ろか ら九	第十四条の一	第十四条
	下	二	第十五条の一	第十四条の四
六	上	二一	第七条	法第七条
八	下	三八	別表第六を次のように改める。 別表第六(第8条関係)	別表第六を次のように改める。
	上	後ろか ら四	昇給	昇給
一一	上	後ろか ら三	昇給	昇給
	下	二		
九	上	後ろか ら一	昇給	昇給
	下	九		
一一	上	後ろか ら一	昇給	昇給
	下	一一		
一三	上	後ろか ら一	昇給	昇給
	下	一三		

二五	一五
昇給	
昇級	